

●被扶養者異動届(増加)の添付書類一覧表●

- *ヨコ軸の続柄ごとにタテ軸の確認項目に必要な書類を添付してください。
- *下記以外にも必要に応じた書類を提出していただくことがあります。
- ***現職の方の届出は事業主の承認が必要です。届出の提出、照会には各事業所総務担当へ**お問い合わせください。
- *被扶養者認定基準は健康保険組合HP (<http://www.nochu-kenpo.or.jp> 保険証記号・番号でログインが必要です。)「扶養認定の手引き」を参照ください。

- *「写」と記載のあるもの以外は原本を添付してください。
- *住民票・戸籍謄(抄)本は、続柄省略不可。本籍地は省略・マスキングのこと。
- *被保険者以外の扶養義務者の「収入確認書類」の定義は、下記「認定対象者の収入を確認する書類」と同じ
- *被保険者以外の方から認定対象者への援助(仕送りや養育費等)に関する書類(★)の書類は、手渡し等手元がない場合には受領した方が作成した「仕送り等の受領に関する届出書」を添付してください。

★同居・別居の区分は、以下の住所の定義により判定します。

被保険者の住所:(原則)住民票上の世帯住所
(単身赴任の場合)被保険者の赴任先、留守宅帰省先(自己住宅等、配偶者・子の居住する住所(×実家))のいずれか
認定対象者の住所:【学生】通学のために居住する住所が被保険者の住所と同一か
【学生以外】就労のために別居している場合を除き、被保険者または単身赴任の場合の帰省先住所と住民票上同一世帯
(注)送金確認書類は、新規で仕送りを開始する場合、決定後4ヶ月以内に開始後3ヶ月分の送金確認書類を後日提出。認定された以降は、年1回の被扶養者調査の際に「送金確認書類」を提出いただきますので、廃棄・紛失等されないようご注意ください。

	子(実子・養子) 中学生以下	子(実子・養子) 高校生以上・未婚	子(実子・養子) 高校生以上・既婚	配偶者の子 内縁の配偶者の子	配偶者 (含・内縁)	父母(養父母) 祖父母・曾祖父母	義父母 義祖父母・義曾祖父母	その他家族
続柄・他の扶養義務者の有無を確認する書類	<ul style="list-style-type: none"> 認定対象者の世帯全員の住民票 ◆被保険者と認定対象者が別世帯の場合 ◆新規採用者の場合(事業所間転籍・同日得喪等、子に当健保の被扶養者履歴がある場合を除く) 被保険者と子の続柄の確認できる戸籍抄(謄)本 ◆配偶者がいない場合 被保険者と子の続柄の確認できる戸籍謄本(抄本は不可) 	<ul style="list-style-type: none"> 認定対象者の世帯全員の住民票 子の結婚後の戸籍謄本 ◆被保険者と認定対象者が別世帯の場合 ◆新規採用者の場合(事業所間転籍・同日得喪等、子に当健保の被扶養者履歴がある場合を除く) 被保険者と子の続柄の確認できる戸籍抄(謄)本 ◆配偶者がいない場合 被保険者と子の続柄の確認できる戸籍謄本(抄本は不可) 	<ul style="list-style-type: none"> 認定対象者の世帯全員の住民票 被保険者・子それぞれの戸籍謄本(抄本は不可) 	<ul style="list-style-type: none"> 認定対象者の世帯全員の住民票 ◆被保険者と認定対象者が別世帯の場合 ◆新規採用者の場合(転籍・同日得喪等、配偶者に当健保の被扶養者履歴がある場合を除く) 続柄の確認できる戸籍抄(謄)本 ◆申請理由が「婚姻」の場合 続柄・婚姻日の確認できる婚姻受理証明書または戸籍抄(謄)本 ◆内縁関係の場合(申請理由を問わず) 被保険者・内縁の配偶者それぞれの戸籍謄本(抄本は不可) 	<ul style="list-style-type: none"> 認定対象者の世帯全員の住民票 被保険者と認定対象者の続柄、認定対象者の配偶者の有無、その他扶養義務者の有無の確認できる戸籍謄本(抄本は不可) ※状況に応じて必要なものを添付 (例) 祖母:被保険者の「祖父」「父の兄弟姉妹」「被保険者の兄弟姉妹」が確認できるもの 兄弟姉妹:認定対象者の「配偶者」「子」「子の配偶者」、被保険者の「父母」「他の兄弟姉妹」が確認できるもの 	<ul style="list-style-type: none"> 認定対象者の世帯全員の住民票 	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者と認定対象者の続柄、認定対象者の配偶者の有無、その他扶養義務者の有無の確認できる戸籍謄本(抄本は不可) ※状況に応じて必要なものを添付 (例) 祖母:被保険者の「祖父」「父の兄弟姉妹」「被保険者の兄弟姉妹」が確認できるもの 兄弟姉妹:認定対象者の「配偶者」「子」「子の配偶者」、被保険者の「父母」「他の兄弟姉妹」が確認できるもの 	
被保険者が主たる扶養義務者・生計維持者であることを確認する書類	<ul style="list-style-type: none"> ◆配偶者が被扶養者でない場合 ◆両親間での扶養の異動の場合 被保険者本人の収入確認書類一式 配偶者の収入確認書類一式 (離婚による扶養異動で支払いのある場合、慰謝料・養育費の額を確認できる書類★) 	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者本人の収入確認書類一式(配偶者が被扶養者であっても添付) 子の配偶者の収入確認書類一式 	<ul style="list-style-type: none"> ◆配偶者の子の親から、養育費等を受けている場合 被保険者本人の収入確認書類一式 養育費の金額を確認できる書類★ 	<ul style="list-style-type: none"> ◆配偶者の子の親から、養育費等を受けている場合 被保険者本人の収入確認書類一式 養育費の金額を確認できる書類★ 	<ul style="list-style-type: none"> 下記の「同一世帯で被扶養者ではない方」がいなければ、他の方の収入確認書類等は不要 	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者本人の収入確認書類一式 認定対象者の配偶者の収入確認書類一式 認定対象者と同一世帯の方全員の収入確認書類一式 	<ul style="list-style-type: none"> ◆同居開始による届出の場合 同居開始前6ヶ月間の生計支援状況を確認できる送金確認書類等 	<ul style="list-style-type: none"> ◆学生ではない子(未婚・既婚とも)、配偶者(含・内縁)で、同一世帯に被扶養者でない方がいる場合(例・子と養子縁組している被保険者の父母) 被保険者本人の収入確認書類一式 認定対象者と同一世帯にあって、かつ被扶養者ではない方の収入確認書類一式(該当の方が被保険者の子で勤め人(非自営業者)の場合は事業主名の確認のみで収入確認書類一式は不要)
収入なし	<ul style="list-style-type: none"> ◇学生の場合 学生証(両面・写) または在学証明書(学生証は当年度発行または有効期限記載のもの) 	<ul style="list-style-type: none"> ◇学生以外の場合 全員提出 直近の非課税証明書または所得証明書 	<ul style="list-style-type: none"> 所得証明書の収入年は収入があるが、申請年は収入なし→それを確認できる書類をあわせて添付する ◆退職 退職日を確認できる書類…源泉徴収票・退職証明等 	<ul style="list-style-type: none"> ◆雇用保険受給状況を確認できる書類 ※公務員で同等の退職手当が支給される場合には雇用保険に準じ、退職票・受給資格者証写等 	<ul style="list-style-type: none"> ◆失業・廃業届の写 	<ul style="list-style-type: none"> ◆年金・恩給収入がある場合(老齢・遺族・障害) ◆公的年金・私的年金の年金受給見込額を確認できる場合(裁定請求手続き中の方) 受給中の方…年金振込通知書の写 手続き中の方…年金受給見込額の試算表の写 	<ul style="list-style-type: none"> ◆所得補償を目的とする給付を受けている場合(休業(補償)給付(労災)、育児・介護休業給付(雇保)、傷病手当金、出産手当金(健保)等。傷病手当金・出産手当金は支給が終了していること。) 支給決定通知書等の写 	<ul style="list-style-type: none"> ◆廃業・廃業届の写
認定対象者の収入を確認する書類	<ul style="list-style-type: none"> ◇同居(★) 収入あり ◆全員提出 直近の所得証明書 所得証明書の収入年と就労状況が異なる場合、該当のものがある場合には、右記のものをあわせて提出する。(複数のある場合には全て添付) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆退職(含・雇用保険支給終了)の場合 給与所得の源泉徴収票の写 雇用保険受給状況を確認できる書類 雇用保険非加入…退職前給与明細の写 受給資格なし…雇用保険離職票-1・2または雇用保険離職票-1の写(★) 当初から受給放棄…雇用保険離職票-1・2または雇用保険離職票-1の写(★) 受給延長…雇用保険離職票-1・2、受給期間延長通知書 途中放棄…雇用保険受給資格者証 支給終了…雇用保険受給資格者証(支給終了・全ページ)の写 *離職票-1の離職票交付希望欄が「1有」の場合は離職票-1・2原本、「2無」の場合写でも可 ※同等の退職手当が支給される公務員の場合、退職票・受給資格者証写等 	<ul style="list-style-type: none"> ◆給与収入がある場合 直近6ヶ月分の給与・賞与明細の写または雇用契約書の写・勤務先の給与証明(給与・通勤手当の支給額と社会保険加入状況の確認できるもの) 専従者給与の場合は、給与の支払者である方の確定申告書(控)の写 転職・雇用条件変更により雇用保険も資格喪失している場合は、雇用保険離職票-1・2または雇用保険資格喪失確認通知書の写 	<ul style="list-style-type: none"> ◆所得証明書に給与・年金以外の所得の記載のある方(自営業者等) 確定申告書・収支内訳書(控)の写 申告年と現在の状況が異なる場合は、本年の収入状況のわかるものも添付 	<ul style="list-style-type: none"> ◆被保険者以外の方からの援助(仕送り・慰謝料・養育費等) 過去6ヶ月間の送金確認書類等★ 	<ul style="list-style-type: none"> ◆年金・恩給収入がある場合(老齢・遺族・障害) ◆公的年金・私的年金の年金受給見込額を確認できる場合(裁定請求手続き中の方) 受給中の方…年金振込通知書の写 手続き中の方…年金受給見込額の試算表の写 	<ul style="list-style-type: none"> ◆所得補償を目的とする給付を受けている場合(休業(補償)給付(労災)、育児・介護休業給付(雇保)、傷病手当金、出産手当金(健保)等。傷病手当金・出産手当金は支給が終了していること。) 支給決定通知書等の写 	
別居(★)	<ul style="list-style-type: none"> 収入なし 収入あり ◆上記「同居 収入あり/なし」と同じ書類一式 過去6ヶ月送金確認書類(預金口座の共有可)(注) 現金書留(控)、振込受付書・通帳(表紙と該当ページ)家賃・公共料金・施設入所費用等の支払証明等の写等 ※通帳は該当行に内容(〇月分生活費、家賃など)を明記 ※実態が確認できないため現金の「手渡し」による援助は認められません。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆同居が要件のため認定できない 	<ul style="list-style-type: none"> ◆同居が要件のため認定できない 	<ul style="list-style-type: none"> ◆同居が要件のため認定できない 	<ul style="list-style-type: none"> ◆同居が要件のため認定できない 	<ul style="list-style-type: none"> ◆同居が要件のため認定できない 	<ul style="list-style-type: none"> ◆同居が要件のため認定できない 	
認定対象者の現況を確認する書類	<ul style="list-style-type: none"> 該当の場合に提出 	<ul style="list-style-type: none"> ◆障害者の場合 障害者手帳(各種)の写 	<ul style="list-style-type: none"> ◆病気療養中の場合 就労不能であることを記載した医師の診断書 	<ul style="list-style-type: none"> ◆要介護者 介護保険被保険者証の写 	<ul style="list-style-type: none"> ◆施設入所中の場合(病院以外) 施設利用案内・パンフレット等 			
今までの保険加入状況を確認する書類	<ul style="list-style-type: none"> ◆新規採用者かつ夫婦共同扶養の場合 従前資格の健康保険資格喪失証明書…「被扶養者氏名」の印字のあるもの(後日提出で可) 							
扶養状況届	<ul style="list-style-type: none"> ◇中学生以下・高校生以上で未婚の学生 ◆両親間での扶養の異動の場合…必要(配偶者の状況を記入) ◆それ以外の場合…不要 	<ul style="list-style-type: none"> ◇既婚の学生・学生以外の子 必要 	必要	必要	必要	必要	必要	
	子(実子・養子) 中学生以下	子(実子・養子) 高校生以上・未婚	子(実子・養子) 高校生以上・既婚	配偶者の子 内縁の配偶者の子	配偶者 (含・内縁)	父母(養父母) 祖父母・曾祖父母	義父母 義祖父母・義曾祖父母	その他家族